

行政相談週間

巡回行政相談

毎日の暮らしの中で、国や道・市の仕事について苦情や要望はありませんか。

総務大臣から委嘱された行政相談委員が皆様の相談をお受けします。

相談は無料、秘密は厳守されますのでご安心ください。

日程・場所

- ・上渚滑支所 10月19日(月)
- ・渚滑出張所 10月20日(火)
- ・博物館 10月21日(水)

時間

10時～12時

※相談は、この日時以外も受付けています。

相談委員

船山洋明行政相談委員 ☎(24)4712番
能登邦博行政相談委員 ☎(24)3617番

企画調整課公聴広報係

☎(24)2111 内線443・218番

「紋太」ゆるきゃらグランプリ2015にエントリー

昨年に引き続き、今年の「ゆるキャラグランプリ2015」に紋太がエントリーしています。

昨年は総合598位でしたが、今年は上位を目指しており、皆様の応援が必要です。ゆるキャラグランプリ2015のホームページから、毎日1回投票ができますので、応援よろしくをお願いします。

投票期間 11月16日(月)まで

公式サイト：<http://www.yurugp.jp/>



☎(一社)紋別観光協会
☎(24)3900番

平成27年国勢調査10月1日実施 調査票のご記入はお済でしょうか？

10月7日までに調査票の提出をお願いします。

- 記入いただいた調査票は、封筒に入れて調査員に渡しただけで郵送で提出してください。
- 統計法では、統計調査によって集められた個人情報、統計以外の目的に使用することや外部に漏らすことが固く禁じられており、担当職員や調査員にも厳格に守秘義務が課せられており、秘密の保護が徹底されていますので、ご安心ください。

※封筒に入れる前に、調査票の記入に誤りがないか、確認をお願いします。

提出された調査票に記入不備などがあつた場合、指導員より照会及び確認のお電話をすることがありますので、その際にご協力をお願いします。

※万一、調査票が届いていない場合は事務局までご連絡ください。

国勢調査について、「国勢調査2015キャンペーンサイト」をご覧ください。
<http://kokusei2015.stat.go.jp/>

☆国勢調査=紋別×未来☆



♪もんべつの
未来を育てる
国勢調査♪

企画調整課統計係内
平成27年国勢調査紋別市実施本部事務局
☎(24)2111 内線432番

鳥獣被害防止電気柵 における安全確保について

新聞やテレビ等で既に報道されていますが、今年7月に、静岡県西伊豆町において、シカなどの獣害対策用の電気柵に接触して2名が感電死、5人が重軽傷を負う事故が発生しました。

紋別市でも現在、鳥獣被害対策のための電気柵が設置されており、設置者の皆様には安全確保に十分注意していただいておりますが、これから秋の行楽のシーズンを迎えるにあたり、旅行などで電気柵が設置されている場所への接近などにより、万が一の事故も懸念されることから、次の事項について改めて注意し、安全対策に万全を期していただきますようお願いいたします。

【市民の皆様へ】

- ・電気柵に近づかないこと。
- ・電気柵に触れないこと。

【設置者の皆様へ】

- ・電気柵の電気を家庭用コンセント等、30ボルト以上の電源から供給するときは、漏電遮断器を設置し、電源装置にPSEマークがついているか確認すること。
- ・電気柵を設置する場合は、周囲の人が容易に視認できる位置に、見やすい文字で危険表示を行うこと。



農政林務課農業振興係

☎(24)2111 内線285番・254番

国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予について

災害や事業の休廃止または失業など特別な理由により収入が著しく減少し、医療機関の窓口で支払う一部負担金（本人が支払う医療費分）の支払いが困難であると認められる場合に、その一部負担金の減額や免除または徴収猶予を行う制度があります。

特別な理由とは

- 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により死亡し、もしくは障害のある者となり、または資産に重大な損害を受けたとき。
- 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、漁獲物の不漁その他これらに類する理由により、収入が著しく減少したとき。
- 事業または業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。

減免等の期間

- 減免 1か月単位で3か月までを標準（生活状況が改善されないときは、さらに3か月以内の延長が可能）
- 徴収猶予 6か月以内

一部負担金の対象範囲

- 入院（食事代は対象となりません）
- 外来（はり・きゅう・あんま・マッサージは対象となりません）
- 歯科
- 調剤

減免の基準と金額等

- 免除 一部負担金の全部（平均実収月額が生活保護基準額+35,400円以下の場合）
- 減額 一部負担金の50%（平均実収月額が生活保護基準額+80,100円以下の場合）
- 徴収猶予 免除・減額に該当しないが、必要と認めるとき
※平均実収月額とは、世帯の過去3か月平均の実収月額（収入から控除額を引いた額）です。

申請を却下する場合

- 預貯金を生活保護基準額の3か月以上有しているとき
- 売却可能な相当額の資産を有しているとき
- 国民健康保険税の納付意思がないとき
- 虚偽の申請をしたとき

圏市民課国保年金係 ☎ (24) 2111内線232・233番

札幌紋別会の開催について

札幌市やその近郊に住む紋別出身の方、紋別に縁のある方々が参加する「札幌紋別会」が開催されます。

毎年100人以上の方々にご出席いただき、豪華景品が当たる抽選会などの楽しいイベントが予定されています。

市民の皆様も仕事や旅行で札幌へお出かけになる際は、ぜひご参加ください。

- 日時 11月6日（金）18時から
- 場所 センチュリーロイヤルホテル20階 ノーブル（札幌市中央区北5条西5丁目）
- 会費 6,000円
- 申込み 11月2日（月）まで



圏企画調整課（市民協働・交流担当）
☎ (24) 2111内線272・337番

医師等の情報提供にご協力ください

市では、紋別出身及び紋別にゆかりのある医師等の情報を収集し、引き続き、地域医療の確保に取り組みます。

つきましては、少しでも多くの情報を集めるため、市民の皆様にも情報提供にご協力をお願いします。

電話、FAX、メールなど、提供方法及び様式は問いませんので、市民の皆様からの多くの情報をお待ちしています。電話での情報受付は市役所の開庁時間のみとなりますが、FAXやメールは時間に関係なく随時受付します。

皆様からいただいた情報は、今後、医師等の確保に活用しますので、提供される方の同意を得てから情報を提供されますようお願いいたします。

なお、情報提供者及び対象者には、当方から連絡することがありますので、ご了承願います。

【提供例】

- ・紋別市で勤務を希望している医師等がいる。
- ・〇〇さんの子ども（親戚）が医師等で、〇〇市で働いている。
- ・〇〇さんの子どもが医師を目指し大学の医学部に行っている。
- ・東京の〇〇病院の医師は、紋別出身で、〇〇さんと親戚である。
- ・〇〇さんの奥さんは元看護師で、出産と同時に仕事を辞めた。など



圏保健福祉部地域医療対策担当

☎ (28) 5211番 FAX (28) 5212番

メール iryoutaisaku@city.mombetsu.lg.jp